

都区制度改革の進捗状況について

平成 5 年 5 月
東京都総務局行政部

都区制度改革については、2年余にわたる都区の検討を踏まえ、昨年10月に「中間のまとめ」を発表した。

都としては、「都区制度改革推進本部」を設置するとともに、平成7年4月実施を目指とした「都区制度改革の推進方針」を策定し、全庁的に取り組んでいる。これまで、「中間のまとめ」を都の素案として職員団体、関係省庁等と協議を進めてきているが、特に、職員団体については、清掃事業の移管を中心として、都職労の清掃事業改善対策委員会、都区制度改革対策委員会等との間で精力的に協議を重ねている。

また、都の関係局においては、個別の事業ごとに専門の検討組織を充実させ、詳細な検討を行っている。

今後は、さらに関係者との協議を進めるとともに、これらの進捗状況を踏まえ、都区間において課題と対策等を検討していく。

1 職員団体等との協議状況

(1) 清掃事業の移管については、都職労の清掃事業改善対策委員会との間で協議を行っている。

平成5年2月19日には都と清掃事業改善対策委員会との交渉に当たり、労使が事前に協議する場として清掃小委員会、また、その下部組織として専門的に協議するための専門委員会を設置し、「清掃事業の基本的方向と運営のあり方」及び「都区制度改革と清掃事業のあり方」について協議を重ねてきた。

平成5年4月2日には専門委員会における協議経過の中間まとめについて清掃小委員会の了承を得、4月23日には清掃小委員会で最終的なまとめを行い、これを踏まえて4月28日には清掃事業改善対策委員会との間において、別紙のとおり「清掃事業のあり方」について、基本的に共通の認識に達した。

(2) 清掃事業に係る雇上業者に対しては、都として清掃局が対応し、協議を行っている。

(3) 清掃事業を除く事務事業の移管については、都職労の都区制度改革対策委員会から委任された都庁職都区制度改革対策委員会との間で協議を行っている。

(4) 制度改革全般及び税財政制度改革の関係については、都職労の都区制度改革対策委員会との間で意見交換を行っている。

2 都内部の取組状況

都の各局においては、移管事務事業、税財政制度等について検討を行うとともに、自治省をはじめとする関係省庁、特別区、各局支部職員団体、関係事業者と協議、調整を行っており、特に、清掃局、衛生局、福祉局においては専門の検討組織を設置し、取り組んでいる。

3 都の各局支部職員団体の状況

清掃支部は、清掃事業の収集・運搬についての区移管阻止闘争を行っており、去る4月19日には都庁前東京清掃総決起集会を開催し、110万人の署名をもって、分割移管反対の要請を行った。

その他、衛生局支部が狂犬病予防に関する事務及び食品衛生に関する事務の移管に、また、民生局支部が児童相談所に関する事務の移管に反対しているが、いずれも特別区側の受け入れの詳細が明らかになるのを見守っている状況である。

4 都議会への対応

都議会正副議長、各会派幹事長、政調会長、議員に対して「中間のまとめ」の説明を行うとともに、各会派からの要請に応じて適宜、説明を行ってきている。都議会定例会、予算・決算委員会で質疑を行い、また、常任委員会において説明、質疑を行っている。

5 今後の対応

- (1) 清掃事業の移管については、職員団体と基本的に共通の認識に達した「清掃事業のあり方」を踏まえ、具体的方針について検討を行うとともに、更に、職員団体との協議を進める。
- (2) 清掃事業を除く事務事業の移管、税財政制度の改革等については、詳細な検討を行うとともに、職員団体、関係省庁などの関係者と引き続き協議していく。
- (3) これらの進捗状況を踏まえて概ね8月までに都区の最終素案をまとめ、本年末までに制度改革の実施案について都区合意をしたいと考えている。